

## 総務委員会会議録

日時 令和3年3月4日（木） 開会時間 午後1時44分  
閉会時間 午後2時14分

場所 委員会室棟 第1委員会室

委員出席者 委員長 猪股 尚彦  
副委員長 杉原 清仁  
委員 皆川 巖 白壁 賢一 山田 一功 水岸富美男  
卯月 政人 志村 直毅 飯島 修 藤本 好彦

### 説明のため出席した者

総務部長 市川 康雄 総務部理事（次長事務取扱）小澤 浩  
総務部次長（人事課長事務取扱） 染谷 光一  
総務部次長（財政課長事務取扱） 井上 弘之 行政経営管理課長 保坂 一郎

### 議題（付託案件）

第41号 令和2年度山梨県一般会計補正予算第1条第1項歳入歳出予算の補正額及び歳入歳出予算の総額並びに同条第2項歳入各款及び歳出中総務委員会関係のもの、第2条繰越明許費の補正中総務委員会関係のもの、第3条債務負担行為の補正中総務委員会関係のもの並びに第4条地方債の補正

審査の結果 付託案件第41号議案については、昨日の当委員会において修正案を提出することを決定したが、附帯決議を付すことで原案に賛成すべきものと修正採決すべきとの動議が提出され、附帯決議案及び第41号議案を全会一致で決定した。

審査の概要 午後1時44分から午後2時14分まで、総務部、防災局、出納局、人事委員会事務局、監査委員事務局、議会事務局関係の審査を行った。

主な質疑等 総務部、防災局、出納局、人事委員会事務局、監査委員事務局、議会事務局関係

※第41号 令和2年度山梨県一般会計補正予算第1条第1項歳入歳出予算の補正額及び歳入歳出予算の総額並びに同条第2項歳入各款及び歳出中総務委員会関係のもの、第2条繰越明許費の補正中総務委員会関係のもの、第3条債務負担行為の補正中総務委員会関係のもの並びに第4条地方債の補正

質疑等

白壁委員

先ほどの全員協議会に続いて、今、同じような説明をされました。これは議事録に残るので、しっかりとここで確認をしておかなければならないということでもあります。

この動議を作成するに当たって、私も地方自治法第177条を確認しておりました。よって、動議を提出する際に、再議は想定の内だと言わせていただいた。動議が可決されて予算を修正されると、執行部は、県の行政を途中で止めることで県民に迷惑をかけられない。我々もそう考えておりますから、執行部はすぐにでも再議を掛けてくるだろうと想定しておりました。その時は、個々でいろいろな対応があるでしょうけど、多分そうなるであろうと考えておりました。万が一、そこで、それが可決されても、すぐにまた再議をかけてきて、結果的には、それは自然成立するだろうと、当初からそういう捉え方でありました。ただ、我々が何でもかこういふことをしたかということ、県民が、6,600万円、時給5万円をどのように考えるのか。これが、世間の中で一般的に考えたときに高いだろうというお話が我々のところに相当ありました。これは流用で、過去の予算によって確定しているものですから、それはできる。しかしながら、これは余りにも異常な値段であるということで、4千数百万円を補填する。これは染谷次長から「これとは関係ない」という説明もありましたが、そうであっても、それを通すことによって6,600万円を追認する、過去のことを認めるということになってしまうので、この件については、こういう形で提出をさせていただいたということです。

ですから、何回も言いますが、想定範囲であった。これを可決することによって再議になる。再議になると行政の停滞を招くだろうから、すぐにでも執行部側は再議を掛けてくるだろうと。その時には、個々の判断によるが、私個人としては、止めるわけにいかないから賛成のほうに行くというつもりでやっておりました。

これは議事録に残るから、177条のことを再度言われたので、改めて、ここで主張をしておかなければならないので、お話をさせていただきました。以上でございます。

飯島委員

午前中の全員協議会から、今も総務部長から、今まで説明が十分ではなかった、足りなかったという言葉をしていただき、よく伝わってきました。むしろ、恐縮だなという感じもしています。ただし、私は、従前と変わらぬ責任を持って質問でただしていく姿勢は一向に変わりません。もちろん、私自身も言葉遣いを注意しなければならないと思っていますので、これからもよろしくお願ひしたいと思います。

そこで質問に入ります。総務部長から、水岸委員の質問時には確信が持てなかったと言った米印の二つ。説明の中で、前例を読んで解釈して、こうなったということですが、まさに、いつの事例で、こういうのが出ていたという確信が欲しいんです。今まで都度、執行部の皆さんは地方自治法237条2項とずっと言っていたんです。それはもちろん確信であって、一つの根拠でありますけど、その米印について、昨日は、総務部長は確信が持てなかった。そういうこともあると思います。ただ、今回新たに米印の二つが加わったということは、確信があつたことだと思ひます。

先ほどの繰り返しになって申し訳ないんですけど、過去の事例にあったので解釈を一考したと。それを客観的に出してもらって、今後もそういうことをしてもらいたいんですけど、それをお聞きします。

市川総務部長

今手元になくとも申し訳ないのですが、私が調べたのは地方自治の関係判例

集というものがございまして、現行法の前からずっと長く伝わっている冊子でございまして。基本的には、各地方公共団体の質問に対して、総務省、また、その前の自治省等が答えた判例集でございまして。そちらに、再議に付するのは予算案全体であるということでしたので、今回は、こうやって議員の方々に御説明することも想定した上で、昨晚、総務省にもしっかりと確認した上で、先ほどの説明があったところでございまして。

再議に付するのは予算案全体というのは、過去の地方公共団体からの質問に対する回答として確立してございまして。

飯島委員

総務部長が嘘を言っているとかそういうことを言っているんじゃないかと、押しなべて委員全員が、ここから取ってきたんだと、我々も当然そういう本にコメントがあると分かると、紐解くこともできるじゃないですか。情報を共有することで安心感も持てる。

申し訳ないけど、そういうところが今までの議論の中でも随所見られたと思うんです。だから、この場で無理ならば後日でも結構なので、出していただきたいと、委員長に申し上げたいと思います。

市川総務部長

すみません、配慮が足りず、この条文だけでなく判例集のコピーも御用意すべきでした。いずれにしても、もちろん御用意はできますので、事務局とも相談して、皆さんのお手元に届くようにさせていただきたいと思っております。

志村委員

私も昨日賛成討論しましたので、この件に関して、私の考え方を少し。

まず、この6,600万円について、これまでの弁護士費用の支払いにおいて、このような方法での前例がなかったということで、そうであれば、なおさら議会への説明が必要であったと思っております。昨日の説明でもありましたように、最終的に決算で流用元の確定処理を行うということになると、このような異例の予算執行手続きに対する適時適切な議会の監視機能を実質的に回避させることになってしまうとも考えられます。私は、個人的にそれは問題だと思っておりますので、そのことをここで付言させていただきます。

さらに、県有地問題に関連して、11月定例会での和解議案の提出、継続審査の議決ということで、県民の関心も高まっている問題であるだけに、この件に関しては、今回のように実際には補正予算に出てこないというようなことであつたとしても、しっかりと議会に対する説明がなされているかも含めて、県民の皆さんは注視しておりますので、ぜひ、私たちもそういう気持ちを持ってやっていきたいと思っておりますし、県当局においても、そのようにやっていただきたいと思っております。

もし御意見があればいただいて終わりにしたいと思います。

市川総務部長

6,600万円の調査委託費につきましては、まさに委員御指摘の点も含めて、さまざまな御指摘を特別委員会においてもいただいておりますし、本委員会でも先日来頂戴しているところでございまして。

私どもといたしましては、訴訟を進行していく上で間違いなく必要なものであつて、きちんと調査の結果についても県民の皆様にも、直ちにとつてはいいかと思いますが、いずれにしても、しっかりとお示しした上で、それが最終的には県民全体の財産であります県有財産の貸し付けの適正化に資するものだということを、しっかりと県民の皆さんに御理解をいただきながら進めて参りたいと思っております。

まだ個々の論点についてはさまざまあるかと思っておりますけれども、基本的にはそのような姿勢で臨んで参りたいと思っておりますので、ぜひ御指導よろしくお願

いたします。

白壁委員

先ほどの再説明を受けて、附帯決議という形でもって可決すべき方向を示したいということで、この際、動議を提出します。

（「賛成」の声あり）

猪股委員長

ただいま白壁委員から、昨日の当委員会において、第41号議案に対する修正案を提出することを決定したところでありますが、附帯決議を付すことで原案に賛成すべきものとの動議が提出されました。よって本動議を直ちに議題といたします。附帯決議案を事務局に配布いたします。

（資料配布）

猪股委員長

これより附帯決議案について、提出者から説明を求めます。

白壁委員

それでは、附帯決議についての提案理由の説明をさせていただきます。

議案第41号、令和2年度一般会計補正予算。山梨県が富士急に貸し付けている山中湖村内の県有地をめぐる住民訴訟について、県は本年1月8日、県の訴訟代理人弁護士を務める足立弁護士と、総額6,600万円に上る調査業務委託契約を締結した。調査項目として刑事問題に関する歴代知事の責任の有無などが挙げられており、委託契約はタイムチャージ制、つまり、時間報酬制を採用して、業務1時間当たり、なんと5万円を足立弁護士の見積書をもとに算出している。一方、総額6,600万円という、一般的な県民の感覚では、まさに高額な契約額であるにもかかわらず、契約や支出を行う前に、総務委員会や県有地の貸付に係る調査及び検証特別委員会など、議会に対して、きちんと説明がなされてこなかった。本来であれば、県民の関心が高い県有地問題に関する大変重要な調査業務委託契約書について、県民感覚でも高額な総額6,600万円を支出するのであれば、議会への丁寧な説明が必要であったと考える。しかしながら、当該契約は、総務費の総務管理費から流用して充当するなど、議会の議決を経ない手法で支出され、金額の見積もりが出された本年1月8日に即日契約。また、同月18日に開催された県有地の特別委員会で質問があったにもかかわらず、一切説明がなく、同月21日に全額が支払われた経過がある。執行部の対応は、議会に対して、委託契約そのものを隠したと受け取られてもおかしくない対応であったと言える。こうした対応について、県民の間には疑念や疑義が生じている。執行部は、この事実を重く受けとめ、真摯に反省して、議会及び県民への丁寧な説明に努めるべきである。さらに、当該契約書の第13条に基づくと、委託料6,600万円は報告書などの成果物の評価に応じて支出すべきであるが、例外規定を適用して全額を概算払いにしている。この点についても総務委員会及び特別委員会に、しかるべき説明を行う必要があったと言わざるをえない。どのような経過で、なぜ概算払いが必要なのか。全額支払う必要があったのか。これまでの県当局の答弁では不十分であった。きちんとした答弁や説明がなければ、議会としても認めることのできない支出となってしまう。以上のことを踏まえ、先の委員会において予算の修正案を可決したものであるが、今般の再説明を受け、附帯決議を付し、可決すべきものとする。

附帯決議案を読み上げます。

決裁済みの予算のうちから支出するような場合、つまり流用等についてはありますが、実質的な予算審議の対象とはならないが、執行部は公金の支出方法

を県民の代表である議会に丁寧に説明することの重要性を再認識して、議会への説明責任を果たし、県民の理解が得られるよう努めること。また、当該契約については、妥当性のある支出だったかどうか、報告書などの成果物をしっかりと検証して、議会に適切に説明すること。

以上、附帯決議といたします。

猪股委員長 提出者の説明が終わりました。  
これより、附帯決議案に対する質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

猪股委員長 これより、附帯決議案に対する討論に入ります。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

猪股委員長 討論はないものと認めます。  
これより、第41号議案を採決いたします。本案は原案のとおり可決すべきものと決することに御異議ありませんか。

（「なし」の声あり）

猪股委員長 御異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり可決すべきものと決定されました。

重ねてお諮りいたします。ただいま可決いたしました附帯決議案の条項、字句、数字その他整理を要するものについて、その整理を委員長に委任願いたいと思います。これに御異議ありませんか。

（「なし」の声あり）

猪股委員長 御異議なしと認めます。よって、委任の件はお諮りしたとおり決定いたしました。

その他 ・本委員会が審査した事件に関する委員会報告書の作成及び委員長報告については委員長に委任された。

以 上

総務委員長 猪股 尚彦